

長岡京市



子どもの読書活動推進計画



長岡京市教育委員会



目 次

<u>はじめに</u>	2
<u>第1章 子どもの読書活動推進計画策定の趣旨</u>	3
1 国の動き	3
2 不読率の改善と読書活動の充実	3
3 読書の質の向上と読書環境の整備	4
<u>第2章 子どもの読書活動の現状と課題</u>	5
<u>第3章 具体的な推進方策</u>	1 1
1 家庭における読書活動の推進	1 1
2 学校などにおける読書活動の推進	1 2
(1) 小・中学校における読書活動の推進	
ア 教育活動全体を通じた読書活動の推進	
イ 学校図書館の役割と充実	
ウ 家庭や地域及び市立図書館との連携	
エ 校内体制の整備、教職員研修の充実	
(2) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園における読書活動の推進	
ア 子どもが読書に親しむための機会の提供	
イ 子どもが読書に親しむための諸条件の整備・充実	
3 市立図書館における読書活動の推進	1 7
(1) 図書館サービスの充実	
(2) 児童生徒と図書館をつなぐ取組	
(3) ボランティアの育成	
4 地域社会における読書活動の推進	2 0
(1) 地域文庫、おはなしの会	
(2) その他の公共施設	
5 計画の推進に向けて	2 1
<u>用語の解説</u>	2 2
<u>参考資料（抜粋）</u>	2 3
子どもの読書活動の推進に関する法律	2 3
学校図書館法	2 4
図書館法	2 6

はじめに

読書により、子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ）は広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験を持ちます。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。

また、読書を通して子どもは多くのよい文章に触れることができ、言葉の力を育成したり文章を書く力を高めたりするなど、国語力の向上が期待されます。

さらに、読書は、子どもが変化の激しい社会に主体的に対応していくために、自ら課題を見だし、考え、判断する、表現することができる資質や能力を育むものです。まさに次代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる「生きる力」を育むものであると言えます。

このように、読書は子どもが自分の将来に夢を持ち、自己実現を図っていく上で極めて重要な役割を果たしています。

主体的な読書活動を推進するためには、子どもの特性を考え、成長の段階に応じた様々な分野の本との出会いや多様な読書の機会を提供し、子どもが感動したり、感じたりしたことを伝えることができる読書環境づくりを行うことが大切です。



《おはなし会》

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 2 条では、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないと、基本理念を定めています。

本市では、このような理念に基づき、家庭、学校、地域社会が連携し、子どもの読書活動推進に関する取組を計画的かつ総合的に推進し、読書に親しむ子どもを増やすため、本計画を策定するものです。

「長岡京市子どもの読書活動推進計画」では、子どもの自主的な読書活動を重視し、読書を通じて言葉の力を育成するとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かな子どもを社会総がかりで育成することを目指し、子どもの読書活動の推進に積極的に取り組んでまいります。

第 1 章 子どもの読書活動推進計画策定の趣旨

1 国の動き

国においては、平成 13 年 12 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、推進の基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められました。

これまで、国は平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）を、平成 20 年 3 月に第二次基本計画を策定しました。

平成 25 年 5 月には第三次基本計画を策定し、1 か月に 1 冊も本を読まない子どもの割合(以下「不読率」という。)の改善をはじめ、より一層の読書活動の推進を目指すことが定められました。

この間に告示された現行の学習指導要領の総則には、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と記されているほか、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、読書活動の推進の重要性が示されています。

さらに、平成 26 年 6 月には学校図書館法が一部改正され、専ら学校図書館の職務に従事する職員が学校司書として位置付けられました(平成 27 年 4 月から施行)。

2 不読率の改善と読書活動の充実

テレビ、インターネット、携帯電話等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、かねてより子どもの「読書離れ」が指摘されてきました。この指摘は、諸調査の報告でも明らかにされています。

例えば、平成 12 年に行われた OECD（経済協力開発機構）の調査の報告では、日本での「趣味としての読書をしない」という傾向が OECD の平均 32%をはるかに上回る 55%という、参加国の中でも高い結果であったことが強調されています。

さらに、平成 21 年の調査では、同じ回答項目の比率は 44%と減少したものの、諸外国（OECD 平均 37%）と比べると依然高いという結果から、日本の子どもの「不読率」の改善の必要性が指摘されています。



《えほんとおそぼ》

このようなことを踏まえ、子どもが進んで読書に親しもうとする読書習慣を身に付けることが大切です。

そのためには、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の機会を増やし、読書体験を豊かにするよう創意工夫するなど、家庭、学校、地域社会といった社会総がかりでの取組が求められています。

3 読書の質の向上と読書環境の整備

読書の質を高めていくためには、子どもの読書の量を増やすことのみならず、乳幼児期からその時々の子どもの発達段階に応じた働きかけを継続して行うことが必要です。

乳幼児期は「聞く読書」によって本と出会い、読書経験が始まります。保護者から絵本を読んでもらい、その楽しさを共有することは、子どもにとって大きな喜びとなります。言葉の世界を豊かにする読書を楽しむことによって、子どもは周りの世界を知り、ものごとを考え、様々な事柄を理解していきます。

小・中学生では、「読みたい本がない」「本に興味がない」を理由に本を読まない子どもがいます。そうした子どもたちには、「読みたい本」との出会いを増やし、読書への動機付けを行う取組が必要となります。

小学校低学年では本の世界を知り自分で本を読むことができること、小学校高学年では支援を受けて自立的に読書ができること、中学校では目的に応じて自立的に読書ができることが大切です。

国立青少年教育振興機構の報告書「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」（平成25年2月）によれば、子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高いとの調査結果が出ています。



《ボランティアによる読み聞かせ》

このように、子どもが読書に主体的に関わろうとする態度を育成するとともに、その成長の段階に応じて読書を楽しむものと感じ、様々なジャンルの本に触れ、目的に応じて本を読むことができる読書環境を整えていく必要があります。

子どもが本と出会い、読書の喜びや楽しさを感じるために、幅広い分野から本を選び蔵書を充実していくなどの環境整備が大切です。

第2章 子どもの読書活動の現状と課題

本市の子どもたちの読書に関する現状と課題について考察するにあたり、平成29年度に実施した「京都府学力診断テスト－質問紙－」及び「全国学力学習状況調査－質問紙－」における質問結果を取り上げました。

京都府学力診断テストの調査対象は、市内の全小学校4年生と全中学校2年生です。また、全国学力学習状況調査の調査対象は、市内の全小学校6年生と全中学校3年生です。

長岡京市では、子どもの読書活動の推進に向けた様々な取組が子どもの成長段階に合わせて実施されています。

例えば、長岡京市内の全ての小・中学校においては、朝読書などの一斉読書が以前から取り組まれており、読書活動の定着に効果が見られています。

また、現在では、学校司書の全校配置により、学校図書館（室）の環境が配置前より向上し、児童生徒の利用が促進されています。

このようなことから、今回の質問は主に学校の授業時間以外、児童生徒がどのように読書に親しんでいるか質問したものです。京都府や全国と比較して本市の傾向を把握するとともに、本市の質問選択状況を経年比較しています。

質問結果からは、学年が上がるにつれ読書時間が減少していること、学校図書館（室）や地域図書館の利用割合が減少していることがわかります。学習や部活動などに費やす時間が多くなることがその背景にあると考えられます。

一方、年度によって差異はあるものの、経年比較からは、少しずつ読書習慣が定着してきている傾向も見られます。

このような現状と課題から、子どもの発達段階に応じた具体的な推進方策をより一層充実させる必要があります。

また、家庭、学校、地域社会三者の連携のもと、社会全体で子どもの読書活動の推進を図っていくことがますます重要になっています。

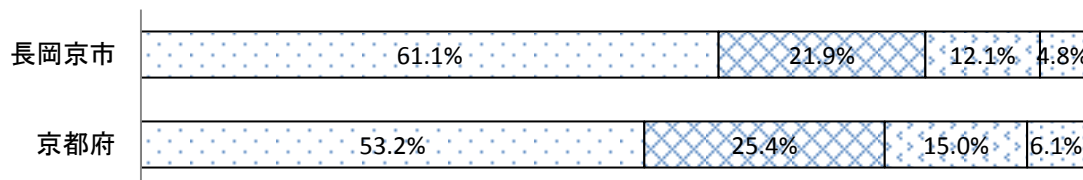
【調査人数】

調査 地域	京都府学力診断テスト		全国学力学習状況調査	
	小4（人）	中2（人）	小6（人）	中3（人）
長岡京市	755	663	757	691
京 都 府	10,183	9,509	19,978	18,832
全 国			999,683	982,511

平成29年度京都府学力診断テスト 小学校4年生の質問紙より

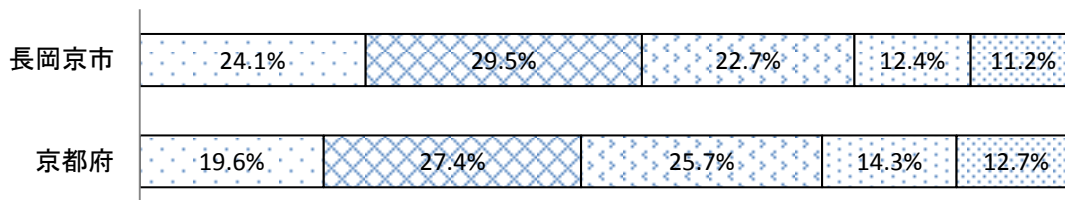
読書は好きですか。(小4)

☐好きだ ☐どちらかといえば、好きだ ☐あまり好きではない ☐好きではない



(学校の授業時間以外に)普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしていますか。(教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。)

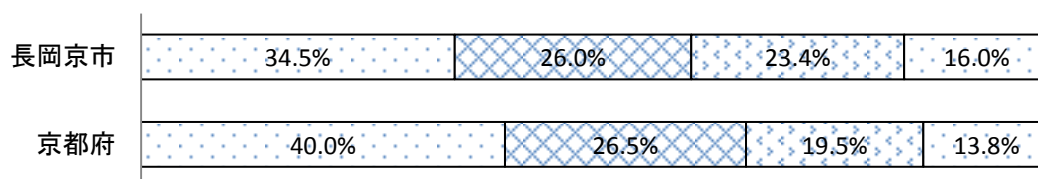
☐1時間以上 ☐30分以上、1時間より少ない ☐10分以上、30分より少ない ☐10分より少ない ☐全くしない



平成29年度京都府学力診断テスト 中学校2年生の質問紙より

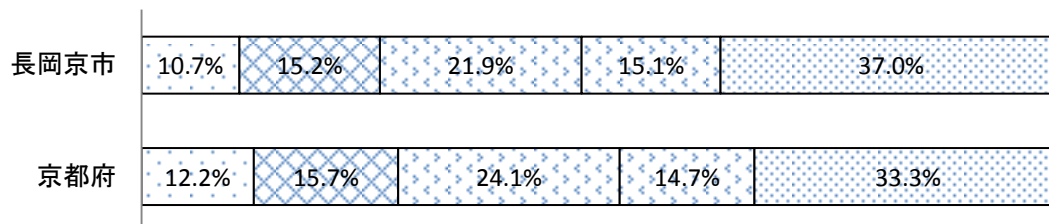
読書は好きですか。(中2)

☐好きだ ☐どちらかといえば、好きだ ☐あまり好きではない ☐好きではない



(学校の授業時間以外に)普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしていますか。(教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。)

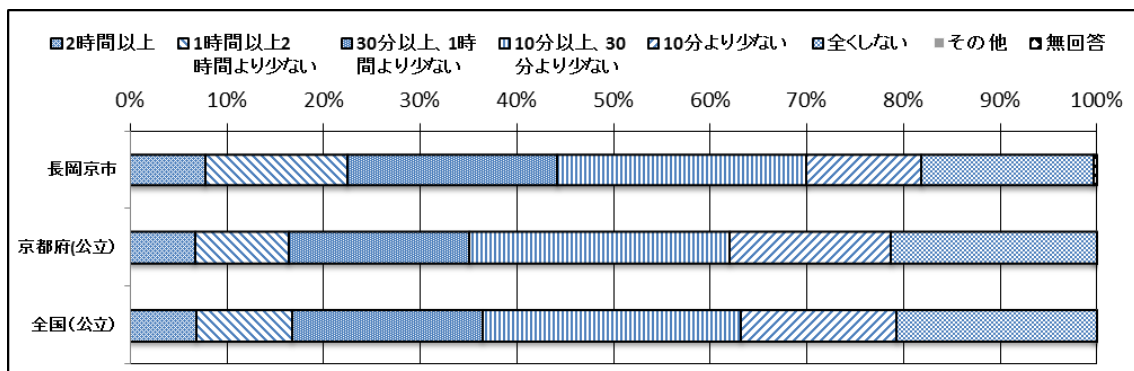
☐1時間以上 ☐30分以上、1時間より少ない ☐10分以上、30分より少ない ☐10分より少ない ☐全くしない



平成29年度 全国学力学習状況調査 小学校6年生の質問紙より

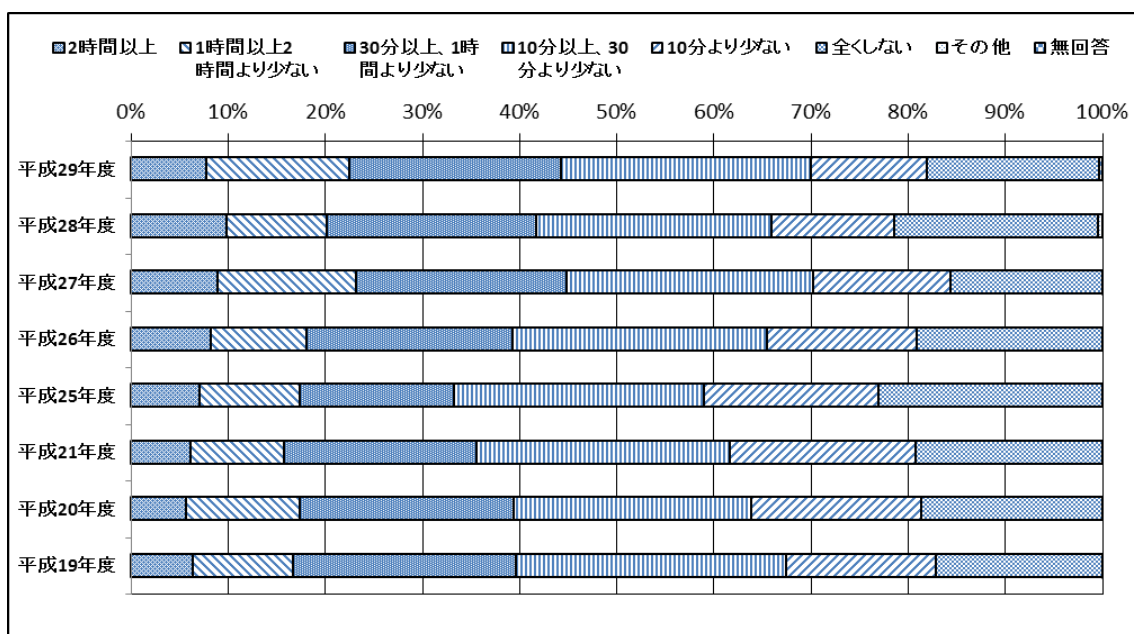
【質問番号18】学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）。

選択肢	2時間以上	1時間以上2時間より少ない	30分以上、1時間より少ない	10分以上、30分より少ない	10分より少ない	全くしない	その他	無回答
長岡京市	7.8	14.7	21.8	25.8	11.9	17.8	0.0	0.3
京都府(公立)	6.7	9.7	18.7	26.9	16.7	21.0	0.1	0.1
全国(公立)	6.9	9.9	19.7	26.8	16.1	20.5	0.1	0.1



長岡京市の経年比較(質問番号18 小学校6年生)

選択肢	2時間以上	1時間以上2時間より少ない	30分以上、1時間より少ない	10分以上、30分より少ない	10分より少ない	全くしない	その他	無回答
平成29年度	7.8	14.7	21.8	25.8	11.9	17.8	0.0	0.3
平成28年度	9.8	10.4	21.5	24.2	12.6	21.0	0.4	0.0
平成27年度	8.9	14.3	21.7	25.4	14.1	15.5	0.1	0.0
平成26年度	8.2	9.8	21.2	26.2	15.4	19.0	0.0	0.0
平成25年度	7.1	10.3	15.9	25.7	18.0	23.0	0.0	0.0
平成21年度	6.1	9.7	19.8	26.1	19.2	19.2	0.0	0.0
平成20年度	5.7	11.7	22.0	24.5	17.5	18.6	0.0	0.0
平成19年度	6.4	10.3	23.0	27.8	15.4	17.0	0.0	0.1

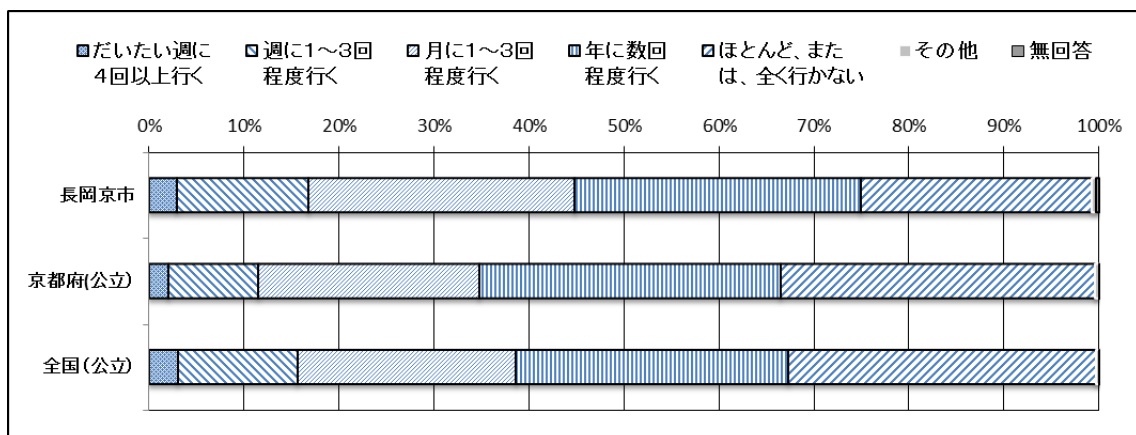


※実施年度が抜けているところは、未実施あるいは抽出調査の年度（以下同じ）

平成29年度 全国学力学習状況調査 小学校6年生の質問紙より

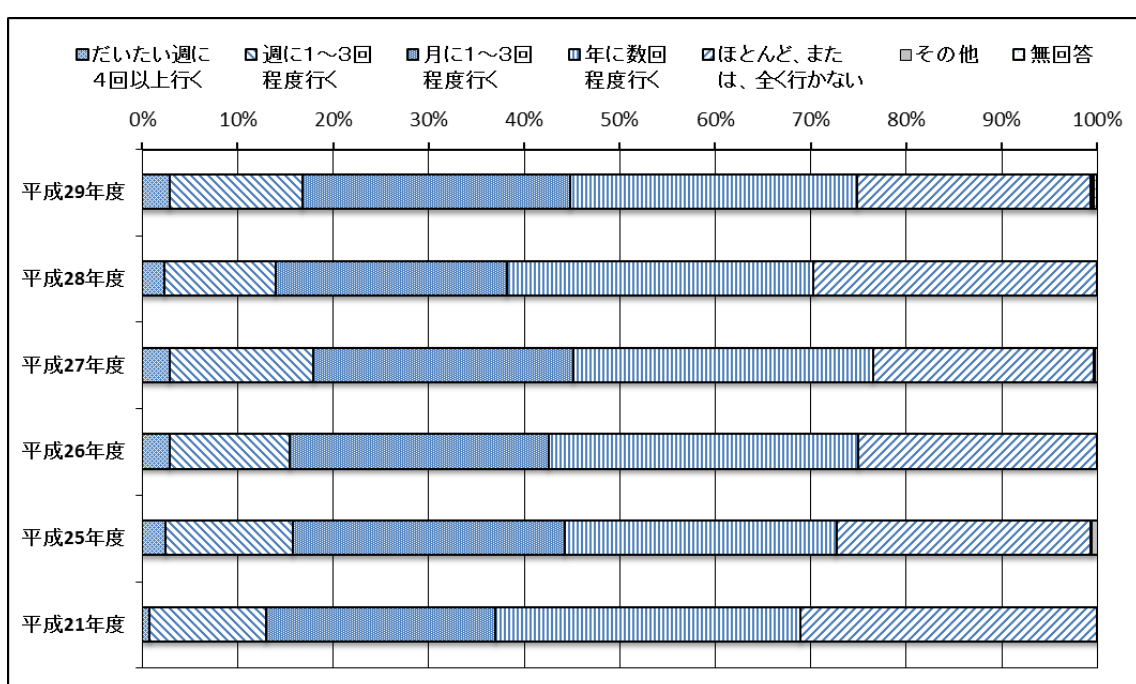
【質問番号19】 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか。

選択肢	だいたい週に 4回以上行く	週に1～3回 程度行く	月に1～3回 程度行く	年に数回 程度行く	ほとんど、また は、全く行かない	その他	無回答
長岡京市	2.9	13.9	28.0	30.1	24.4	0.4	0.3
京都府(公立)	2.0	9.5	23.2	31.7	33.1	0.2	0.2
全国(公立)	3.0	12.6	23.0	28.6	32.4	0.2	0.1



長岡京市の経年比較(質問番号19 小学校6年生)

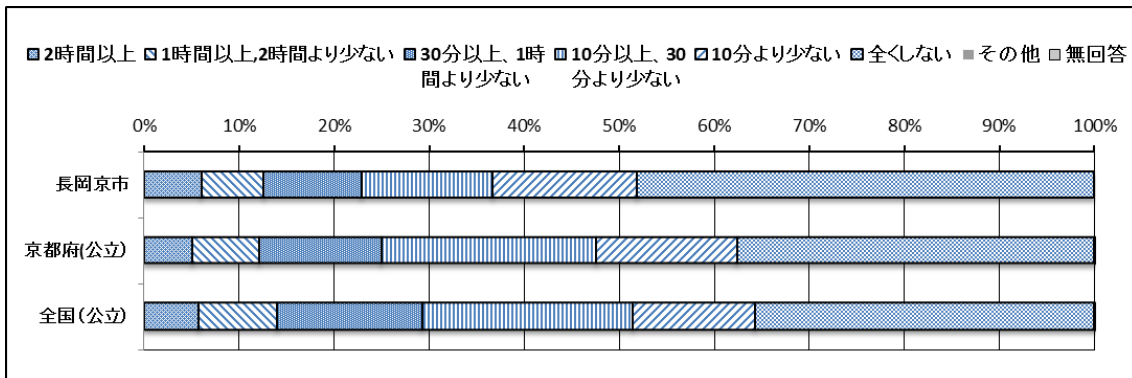
選択肢	だいたい週に 4回以上行く	週に1～3回 程度行く	月に1～3回 程度行く	年に数回 程度行く	ほとんど、また は、全く行かない	その他	無回答
平成29年度	2.9	13.9	28.0	30.1	24.4	0.4	0.3
平成28年度	2.4	11.6	24.2	32.1	29.6	0.1	0.0
平成27年度	2.9	15.1	27.2	31.4	23.2	0.3	0.0
平成26年度	2.9	12.6	27.1	32.4	25.0	0.0	0.0
平成25年度	2.5	13.3	28.5	28.4	26.6	0.7	0.0
平成21年度	0.8	12.2	24.0	31.9	30.9	0.1	0.0



平成29年度 全国学力学習状況調査 中学校3年生の質問紙より

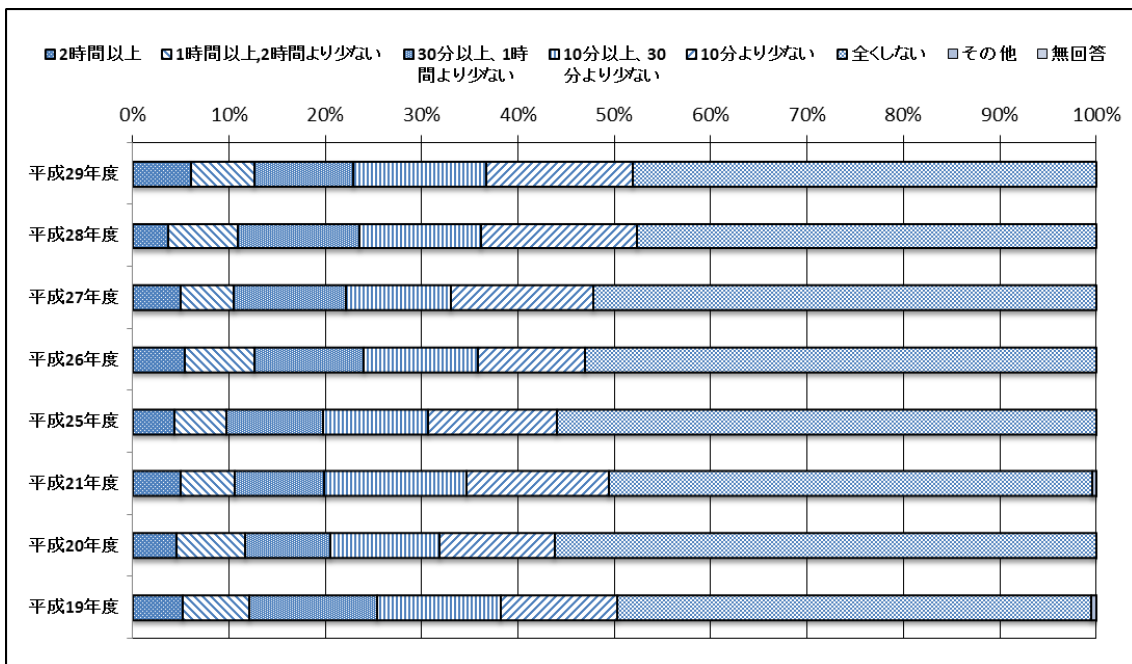
【質問番号18】学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)。

選択肢	2時間以上	1時間以上、2時間より少ない	30分以上、1時間より少ない	10分以上、30分より少ない	10分より少ない	全くしない	その他	無回答
長岡京市	6.0	6.6	10.3	13.8	15.2	48.1	0.0	0.0
京都府(公立)	5.1	7.0	12.9	22.7	14.8	37.6	0.0	0.1
全国(公立)	5.7	8.3	15.2	22.2	12.8	35.6	0.0	0.1



長岡京市の経年比較(質問番号18 中学校3年生)

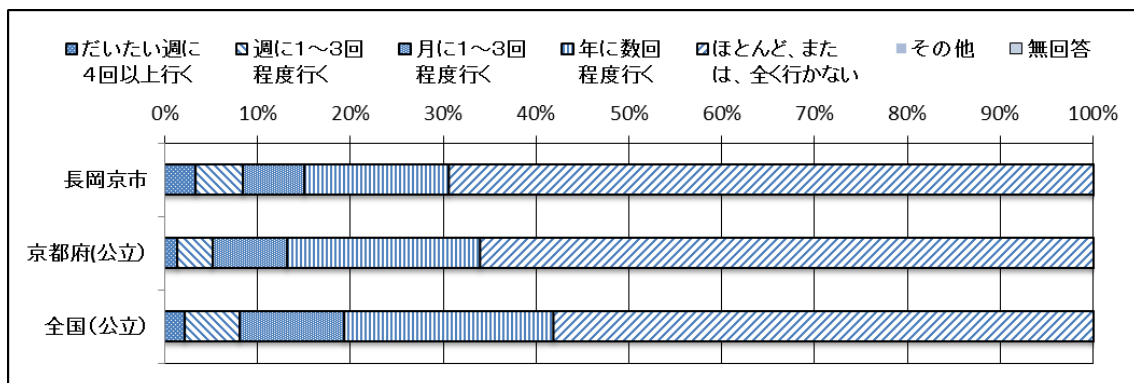
選択肢	2時間以上	1時間以上、2時間より少ない	30分以上、1時間より少ない	10分以上、30分より少ない	10分より少ない	全くしない	その他	無回答
平成29年度	6.0	6.6	10.3	13.8	15.2	48.1	0.0	0.0
平成28年度	3.7	7.2	12.6	12.6	16.2	47.6	0.0	0.0
平成27年度	5.0	5.5	11.6	10.9	14.8	52.2	0.0	0.0
平成26年度	5.4	7.2	11.4	11.8	11.1	53.1	0.0	0.0
平成25年度	4.3	5.4	10.0	10.9	13.4	55.8	0.2	0.0
平成21年度	5.0	5.6	9.3	14.8	14.8	50.2	0.2	0.2
平成20年度	4.5	7.2	8.8	11.4	11.9	56.1	0.2	0.0
平成19年度	5.2	6.9	13.3	12.8	12.1	49.3	0.4	0.1



平成29年度 全国学力学習状況調査 中学校3年生の質問紙より

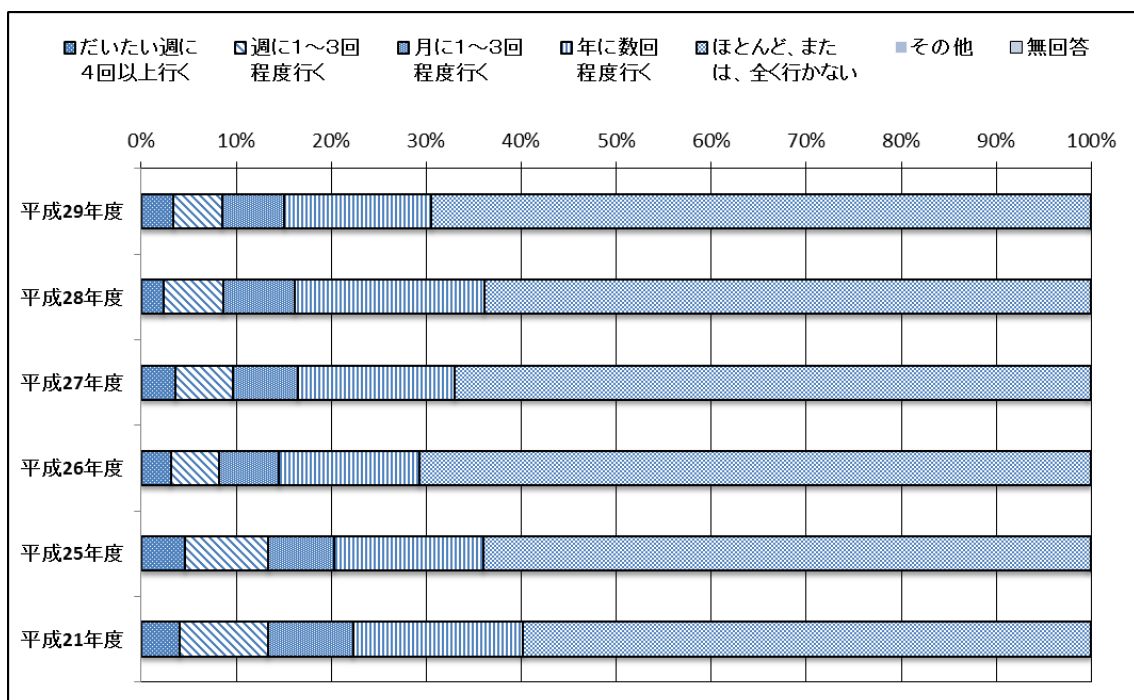
【質問番号19】 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか。

選択肢	だいたい週に 4回以上行く	週に1～3回 程度行く	月に1～3回 程度行く	年に数回 程度行く	ほとんど、また は、全く行かない	その他	無回答
長岡京市	3.4	5.1	6.6	15.5	69.4	0.0	0.1
京都府(公立)	1.4	3.8	8.0	20.8	65.9	0.0	0.1
全国(公立)	2.2	5.9	11.3	22.5	58.0	0.0	0.1



長岡京市の経年比較(質問番号19 中学校3年生)

選択肢	だいたい週に 4回以上行く	週に1～3回 程度行く	月に1～3回 程度行く	年に数回 程度行く	ほとんど、また は、全く行かない	その他	無回答
平成29年度	3.4	5.1	6.6	15.5	69.4	0.0	0.1
平成28年度	2.3	6.3	7.6	19.9	63.9	0.0	0.0
平成27年度	3.6	6.0	6.9	16.5	66.7	0.0	0.3
平成26年度	3.1	5.1	6.3	14.8	70.6	0.0	0.0
平成25年度	4.6	8.8	6.9	15.7	63.8	0.0	0.2
平成21年度	4	9.3	9.0	17.9	59.8	0.0	0.0



第3章 具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進

保護者による読み聞かせの時間は、子どもの心を豊かにする貴重なひとときとなります。保護者のぬくもりを感じながら本に接することは、子どもに安心感と幸福感を与え、子どもの情緒を安定させるなど、健やかな心の成長を促します。

そして、読み聞かせ（※1…以下「用語の解説へ」）により、子どもは、言葉を覚え、物語のイメージを膨らませ、感性や想像力を養います。

また、保護者自身の読書への姿勢は、家庭での子どもの読書に影響を与えます。子どもにとって一番身近な大人が家庭の中で読書に親しむ姿を見ることで、自然に本を身近なもの、楽しいものと感じ、読書好きな子どもを育てます。

このように、家庭は、日常生活を通して子どもが読書に興味や関心を持ち、読書習慣を形成していく上で重要な役割を担っています。

家庭では、子どもが読書に親しむきっかけづくりを行い、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけるとともに、子どもの読書習慣づくりを行っていくことが大切です。

このため、本市では、親子で図書館などに一緒に出かけ、子どもが発達段階に応じた本と出合う機会をつくったり、読書の楽しみを親子で共有したりしながら、家庭における子どもの読書活動への理解促進に努めます。



【具体的な取組】

《えほんのひろば》

- ◇ 子どもが本の楽しさを知り、読書が習慣となるよう乳幼児期からの読み聞かせなど、本がいつでも身近にある環境づくりを推進します。
- ◇ 乳幼児健診や子育て支援事業などの機会を通じ、読み聞かせなどを行うことにより、保護者に乳幼児の本とのふれあいの大切さを啓発していきます。
- ◇ 市立図書館の行事案内や読書手帳案内を、10か月児教室、1歳8か月児健診、3歳6か月児健診において配布します。
- ◇ 市立図書館、地域文庫、地域子育て支援センター、中央公民館などで開催する読み聞かせなどの行事について効果的に啓発し、親子で楽しむ読書体験が読書習慣に繋がっていくよう参加を促進します。
- ◇ 「長岡京市子育て支援ナビ ながすく！」によって、市立図書館の読み聞かせ行事など読書に関する情報提供を推進します。

2 学校などにおける読書活動の推進

(1) 小・中学校における読書活動の推進

ア 教育活動全体を通じた読書活動の推進

学校では、読書活動を教育活動全体の中に適切に位置付け、読書時間の確保や望ましい読書活動の工夫や充実を図ること、また、学校図書館を計画的に整備したり効果的に活用したりすることなどが求められます。

学級活動などの時間では、教員、学校司書、ボランティアによるブックトーク（※2）、読み聞かせ、ストーリーテリング（※3）などの実施、また、一斉に本を読む時間を設定してみんなで読書を楽しむなど、子どもが本に触れ読書の楽しさを実感する機会をつくることが大切です。

教科においては、従来から国語科などの各教科等における学習活動を通じて読書活動を行っています。読書活動は、言葉の理解力や読解力などの言語力を高めていくものであり、あらゆる教科等において学習活動の基礎となるものです。子どもの読解力の一層の向上が課題とされるなか、幅広い読み物に親しむ環境づくりや調べ確かめ知識を豊富にする読書など、子どもの自主的、自発的な読書活動の充実が求められます。さらに、読書と関連付けた「書く力」や「考える力」の育成にも取り組むことなどが求められています。

今後も継続して、教育活動全般を通じた読書活動を推進し、子どもの主体的な学習活動や読書活動の意欲を高めていくことで、子どもの読書習慣を形成していく必要があります。

イ 学校図書館の役割と充実

学校において、読書活動を推進する中核的な役割を担っているのが学校図書館です。国の「学校図書館図書整備等5ヵ年計画」を踏まえ、長岡京市では各小・中学校の図書館に図書館司書を配置しています。児童生徒の読書傾向の実態やニーズを把握したり、児童生徒の学習内容との関連を十分配慮した資料の整備や配架などを工夫したりして、子どもたちが行きたくなる、本が読みたくなるような学校図書館の充実に努めています。

読書活動の拠点となり豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む読書センターとしての機能、授業に役立つ資料を備え学習支援を行う学習センターとしての機能、情報活用能力を育む情報センターとして機能など、学校図書館の果たす役割の充実を図ります。



《小学校図書館》

ウ 家庭や地域及び市立図書館との連携

子どもの読書活動を推進するため、家庭や地域との連携も大切です。学校だよりなどで家庭や地域へ読書の楽しさや大切さを伝えたり、読書の取り組みを働きかけたり、読書ボランティア（※４）を募集したりして、地域ぐるみで子どもたちが読書に触れたり親しんだりする機会の充実を図ります。



《市立図書館 見学》

また、市立図書館では、子どもの読書活動の相談や支援拠点としての役割を担うとともに、子どもや保護者が読書に少しでも親しむ機会を持てるよう支援の充実を図ります。

エ 校内体制の整備、教職員研修の充実

学校での読書活動を推進していくためには、学校図書館の運営や活用、読書指導などにおいて、司書教諭（※５）が中心的な役割を果たしていくことが必要です。校内組織に司書教諭を中心とした読書活動推進の分掌を位置づけ、全教職員が協力して取り組む体制を整備します。

司書教諭や学校司書（※６）を要とし、教職員が読書活動の重要性や意義の認識を深めたり、望ましい読書活動事例を共有化したりできる研修の充実を図ります。

－読書活動の推進－

【具体的な取組】

- ◇朝読書などの読書タイム（全校一斉読書）を設け、読書習慣の定着や読書意欲の向上を図ります。
- ◇読書量の増加の取組、子ども読書の日（※７）の取組、ビブリオバトル（※８）の実施など、読書に関する取組を工夫し積極的に進めます。
- ◇読書感想文・読書感想画コンクール、絵手紙コンテストなどに参加し、感想文にまとめたり絵画で表現したりすることで、読書体験を豊かにします。
- ◇教科の時間や終わりの会、全校集会、ショートホームルームなどを活用し、読んだ本の紹介や一言感想で交流し、子どもたちが共感し合える読書活動を充実します。
- ◇図書委員会活動を充実させ、読書週間の取組、新刊図書やおすすめの図書の紹介、読書冊数表彰など、児童生徒の創造性を生かした活動を推進します。
- ◇学級文庫の充実、教職員やボランティアによる読み聞かせなど、各学級における読書活動の充実を図ります。

◇夏季休業中、小・中学校の図書館を定期的に開館し図書を貸し出すとともに、学校司書、教職員、ボランティアが連携して、ブックトーク、読み聞かせ、調べ学習など、読書推進に繋げる取組を実施します。



◇書架の配置やレイアウト、新コーナーの設置など子どもが楽しく利用できる工夫に関する事例を収集したり、各学校の図書だよりを交流したりして、読書活動事例の共有化を図ります。

《夏休み 学校図書館行事》

◇ブックトークや読み聞かせなどの仕方、図書選定や読書感想文の指導の仕方など、教職員の資質・指導力の向上を図る研修会を実施します。

《 市内小・中学校 生徒命名作品 》
市立図書館 イメージキャラクター



ふみとくん ホンガ・スキー

Nagaokakyo City Library

－学校図書館の充実－

【具体的な取組】

◇学校図書館の蔵書整備に向け、文部科学省が設定する学校図書館図書標準（※9）の達成を目標に、毎年予算を計上し整備を進めていきます。平成28年度から、ふるさと納税「こどもたちに本を贈ろうプロジェクト」に取り組み、蔵書の充実を図ってきました。今後は、そうした蔵書の紹介など、その活用に努めます。

◇学校司書を全校に配置し、蔵書の整理や読書サービスなど、図書館環境のさらなる充実を図ります。

◇児童生徒の読書活動を一層推進するため、学校の実態に応じてボランティアを積極的に募り、環境整備はもちろん、休憩時間等も常に図書館に人が

- いる、開かれた利用しやすい学校図書館を目指します。
- ◇蔵書の充実、読書への興味や意欲を広げるため、児童生徒、保護者、教員などが幅広く参加する選書会を積極的に開催します。
 - ◇学年に応じた利用指導の実施、掲示板を活用した新刊紹介、新聞閲覧台の設置、児童生徒の目につきやすい書架の配置など工夫します。
 - ◇調べ学習に応じた配架や企画展示コーナーなどを設置し、分類が分かりやすい掲示の工夫をします。
 - ◇いすや机、畳の配置など、子どもが楽しく読書できるよう工夫します。
 - ◇市立図書館等から調べ学習に合わせた団体貸出を受けるなど連携を図ります。
 - ◇長期休業中などに、図書の整理や配架の工夫など全教職員で取組むことにより、教職員の意識の向上を図ります。

《市内中学校「図書館便り」より一部抜粋》



図書室は図書ボランティアさんが作ってくださった、たくさんのクリスマスの飾りで華やいた雰囲気です。冬休みに向けて、本を探しに来てください。

図書文化委員会の冬休み前読書キャンペーン！！

- * 昼休みの放送で、おすすめ本の紹介！〈12月11日（月）～〉
- * ポップやポスターで本紹介！
- * おすすめ本冊子作成！
図書室に紹介された本のコーナーを作ります。
- * 100冊読書中間集計！クラス別集計を図書室前に掲示。
など盛りだくさんで、みなさんに本の情報をお届けします。



(2) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園における読書活動の推進

ア 子どもが読書に親しむための機会の提供

保育所保育指針や幼稚園教育要領に示されているように、読書活動は「言葉の力」を育むだけでなく、幼児の心の成長も促します。日常保育の中で様々な「おはなし」と出会い、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりすることによって、言葉に対する感覚が養われるとともに、豊かな感受性や想像力が培われます。

さらに、同年齢の子どもたちと一緒に体験する読み聞かせや読書は、先生や友達と心を通わせることができる貴重な経験になります。このように重要な役割を担う読書活動を、各所（園）で積極的に推進していくことが求められています。



《市立図書館 見学》

【具体的な取組】

- ◇日常保育の中で、絵本や紙芝居などの読み聞かせを実施します。
- ◇家庭における「親子読書」の取組を奨励します。所（園）だよりや読書資料の配布など、読み聞かせの意義を積極的に保護者へ啓発します。
- ◇市立図書館は、主催する読み聞かせなどの行事案内を市内の所（園）へ定期的に配布します。

イ 子どもが読書に親しむための諸条件の整備・充実

各所（園）は、その実態に応じて、子どもたちの身近に絵本を置き、子どもたちが自由に手に取り読むことができるよう、所（園）内に絵本コーナーを設けたり、教室に絵本を設置したりしています。

今後も引き続き、幼児期に出合うことがふさわしい図書資料を子どもたちの身近に置き、図書資料を室内環境の一つとして位置づけ、蔵書を充実させていくことが求められています。

【具体的な取組】

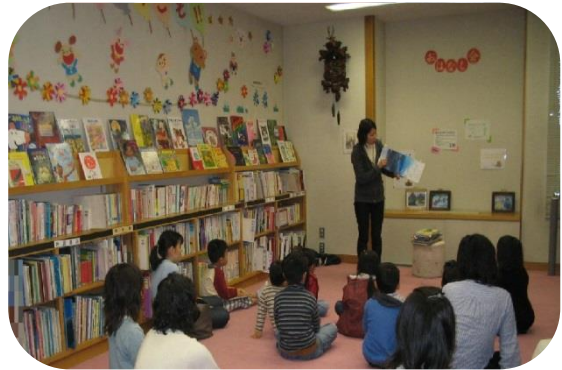
- ◇絵本や紙芝居などの蔵書の充実を図ります。
- ◇子どもの興味が膨らむ読み聞かせの手法を取り入れたり、本を身近に感じられる書架を工夫したりするなど、子どもを取り巻く読書環境の一層の充実を図ります。
- ◇市立図書館は、所（園）の団体貸出利用を図ったり、園外保育での来館を受け入れたりするなど、子どもたちが魅力的な本と出会い、本の楽しさに触れることができるよう支援します。

3 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館は、子どもが豊富な本の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知るとともに、様々な知識や情報を吸収し生活の中で役立てるなど、情報活用能力の基礎を作っていく場所です。

また、関係機関との連携や支援を行い、子どもの読書活動の相談・支援拠点としての役割を担っています。子どもが読書に親しむ機会を少しでも多く持てるよう、本に触れる機会の提供や図書資料の充実等を図りながら、必要に応じて関係機関と連携・協力し、子どもの読書活動を支援していくことが必要です。

さらに、地域で活動しているボランティア等を支援し、地域ぐるみで子どもの読書活動の推進に取り組んでいくことも重要です。



《おはなしとブックトーク》

(1) 図書館サービスの充実

市立図書館において子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、子どもや保護者に図書館へ足を運んでもらうことが必要です。

現在、市立図書館では、乳幼児から小学生までの成長段階に応じた読み聞かせやおはなし会などを図書館内外で定期的に行き、多くの市民に参加いただいています。

さらに、児童図書などの充実、配架や掲示の工夫、おはなし会や子ども向け講座などの各種イベントの充実などを計画的に行い、利用案内やホームページなどでその楽しさを積極的にアピールしていくことで、子どもや保護者の利用を増やし、子どもの読書習慣づくりをさらに進めていきます。

【具体的な取組】

- ◇市立図書館2階は主に児童書架スペースとなっており、紙芝居、絵本、児童図書、青少年図書、点字本、外国語図書など、魅力ある図書資料の充実に努めます。
- ◇子どもにもわかりやすい配架や掲示の工夫、テーマ展示、特集コーナーなど、読書意欲を呼び起こす環境づくりに努めます。
- ◇ホームページ、新聞、広報誌などを通じて、新刊本や貸出が多い本、図書館行事やイベントなどを紹介し、図書館に親しみを持っていただけるよう情報

発信に努めます。

- ◇図書の選び方や読み聞かせの方法など、読書相談やレファレンスサービス（※10）を充実させ、家庭での読書活動が楽しいものになるよう支援します。
- ◇小学生以下の子どもには読書手帳を配布し、貸出時に書名などが記入されたシールを渡すことにより読書記録をし、読書意欲につなげます。
- ◇「えほんのひろば」、「子どもの広場」、「おはなしとブックトークの会」など、乳幼児期から小学生までの成長段階に応じた行事を、図書館内外で定期的に開催します。
- ◇小学生には、読み聞かせのほか、子どもが自分で本を選べるような本の紹介やブックトークやストーリーテリング等の実施、身近な科学あそびといった図書館への興味付けを行うイベントを開催します。
- ◇中・高校生には、その世代の興味・関心に合った図書資料の充実に努めるとともに、調べ学習に適した図書資料の充実を図ります。
- ◇子どもの読書活動の重要性や読み聞かせなどの方法、絵本の選び方などについて理解を深めるため、保護者や子どもに関わる大人向けに講座や読書講演会を開催します。

（２） 児童生徒と図書館をつなぐ取組

市立図書館には、市内全小学校の2年生が見学にやってきます。施設を見学したり、職員の仕事について質問したり、本を借りる体験をしたりして、図書館への親しみを深める機会となっています。

また、小学校、中学校の児童生徒が職場体験に来ています。図書館員の仕事について体験を通して学び、図書館への理解を深める機会となっています。

その他にも、保育所や幼稚園、特別支援学校なども、その団体の目的に応じて市立図書館を利用いただいています。



《中学生 職場体験》

【具体的な取組】

- ◇図書館見学、職場体験などの行事は、子どもたちと図書館をつなぎ、図書や図書館に親しみをもち、とらうことができる絶好の機会と捉え、今後も継続して取り組んでいきます。

◇子どもたちと図書館をつなぐ取組の一つとして、読書に関する作品の展示が考えられます。感想文、絵手紙、本の紹介カードなどの子どもたちの作品展示、さらに子どもたちの作品と本図書館の蔵書とを関連させた展示などを工夫することで読書活動の推進を図ります。



《ビブリオバトル ポップカード》

(3) ボランティアの育成

長岡京市では、地域文庫やおはなしの会など、読書に関するボランティア活動が大変盛んで、高い専門性を持って活動されています。

市立図書館においては、読み聞かせや対面朗読、様々な図書館行事などでボランティアの方々にお世話になっています。



《ボランティア養成講座》

また、保育所、幼稚園、小・中学校、地域においても、読み聞かせや図書室運営など、読書活動に関してボランティアの方々が活躍されています。こうしたボランティアの活躍の場は、今後ますます広がっていくものと予想します。

市立図書館には、こうしたボランティア等による自主的な活動を支援し子どもの読書活動に精通した経験豊富な人材を育成していく役割が求められています。

【具体的な取組】

◇学校、ボランティア、関係機関などと市立図書館の連携を緊密に行い、長岡京市の読書環境を充実させていきます。

◇ボランティアの自主的な読書活動を推進していくため、研修などの勉強会、活動場所の提供、図書館資料の貸出、ボランティア相互の情報交換の場を設けるなどの支援をしていきます。

◇読書ボランティア養成講座や読み聞かせボランティア登録者実技講座を開催し、次世代の担い手づくりを行うとともに、養成講座修了者の技能習熟を図ります。

4 地域社会における読書活動の推進

(1) 地域文庫(※11)、おはなしの会

長岡京市には、地域において、個人やグループで運営するたくさんの地域文庫があり、本の貸出しやおはなし会などの行事が活発に行われています。これらの文庫は、家庭的なくつろいだ雰囲気の中で読書に親しむことができ、子どもが気軽に利用できるなどの特徴があります。



《地域文庫によるボランティア活動》

家庭においては、このような身近にある文庫の活動に子どもや保護者が参加することで、読書を楽しむ良い機会となっています。

また、長岡京市にあるおはなしの会は、学校や公的施設など多様な場で、ストーリーテリングや読み聞かせなどの活動に活発に取り組んでおられます。学校の行事、子育て支援行事など、その多彩な活動は、子どもたちがお話を楽しんだり聞く力を育てたりする機会となっています。

【具体的な取組】

- ◇地域文庫やおはなしの会と市立図書館の連携を深め、読書活動を推進するために効果的な事業を実施します。
- ◇地域文庫やおはなしの会の自主的な活動の充実を図るため、市立図書館資料の団体貸出をはじめ、発表や情報交換の場の提供など、その活動を支援します。

(2) その他の公共施設

市内の各小学校には、放課後や学校休業日に子どもたちが過ごす場所として放課後児童クラブや放課後子ども教室があります。

また、子どもが気軽に足を運べる身近な施設として、児童館、中央公民館、中央生涯学習センターなどがあります。

これらの施設においては、本を子どもたちの身近に置くことやボランティアと連携して読み聞かせを行うなど、施設や団体の特色に応じた読書活動が進められています。例えば、中央公民館では、乳幼児を対象とした「子どもふれあいルーム」や「ぴよぴよクラブ」などにおいて、読み聞かせを実施しています。

地域の拠点として魅力ある施設づくりを行っていくためにも、今後もボランティア等の協力を得ながら、子どもが読書活動に対してより興味・関

心を深めるような取組を実施していきます。また、こうした取組を実施していることをより多くの子どもや保護者に周知できるよう、広報にも努めます。

【具体的な取組】

◇子どもや保護者がこれらの施設を利用し読書に親しむ機会を少しでも多く持てるよう、各施設で本にふれる機会の提供や図書資料の充実を図ります。

◇必要に応じて、各施設が学校図書館や市立図書館と連携したり、各施設が互いに協力したりして、子どもの読書活動を推進します。

◇市立図書館以外の公共施設における子どもの読書活動に関する啓発資料を作成し広報します。

◇施設や団体の特色に応じた読書活動を推進するため、市立図書館の資料や紙芝居舞台などの備品貸出を推進します。



《中央公民館　ぴよぴよクラブ》

5 計画の推進に向けて

本計画に基づいて子どもの読書活動を推進するため、市教育委員会が中心となり、関係機関・団体などとの連携・協力関係をさらに強化し、家庭、学校及び地域社会が一体となった取組を進めます。

また、今後とも読書活動の推進に関する情報の収集・提供に努めるとともに、長岡京市図書館協議会に報告し提言をいただくなど、読書活動の推進体制の整備に努めます。

なお、本計画の期間は、平成31年（2019年）度からおおむね5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

用語の解説

※1 読み聞かせ

聞き手に対して、本を見せながら声に出して本を読むこと。まだ字の読めない子どもや、本の世界の入り口に立っている子どもたちに、本の中身と魅力を具体的に伝え、読書の楽しさを知ってもらう効果的な方法。

※2 ブックトーク

一つのテーマに沿って何冊かの本を紹介すること。いろいろな分野から集めた本をそれぞれ関連づけ、聞き手が「読んでみたい」と思うように工夫しながら本のおもしろさを伝える手法。子どもが新しい本と出会い、興味を広げるきっかけ作りとして有効。

※3 ストーリーテリング

話し手が、物語(昔話など)を覚えて自分のものにし、本を見ないで語り聞かせること。子どもは、頭の中でイメージをふくらませ、楽しみながら、想像力を豊かにすることができる。

※4 読書ボランティア

子どもたちに本の読み聞かせやブックトークなどを行うボランティアのこと。学校、保育所(園)、幼稚園などに出かけ、読み聞かせ等を行うことは、子どもたちに読書の楽しさや、おもしろさを伝える大きな役割を果たしている。

※5 司書教諭

学校図書館法の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる職員で、教員免許を有し司書教諭講習を終了した教諭のこと。

※6 学校司書

司書教諭と協力して学校図書館の運営を行う。現在、長岡京市では、全ての小中学校に週2回(計12~14時間)配置されている。

※7 子ども読書の日

平成13年12月に公布、施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めたもの。

※8 ビブリオバトル

知的書評合戦とも呼ばれ、プレゼンテーションによって本を紹介しあい一番読みたくなる本を決める「本のコミュニケーションゲーム」。

※9 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省により学校図書館図書標準が設定されている。例えば、18学級の小学校では10,360冊、15学級の中学校では12,160冊となっている。

※10 レファレンスサービス

相談等に対して、必要な資料や情報を探す手助けをしたり、資料や情報を提供したりする業務のこと。

※11 地域文庫

子どもが本に親しみ、読む楽しさを体験できるよう、家庭や地域の施設で本の貸出しや読み聞かせなどを行っている。現在、長岡京市には約10箇所の地域文庫があり、ボランティアによって運営されている。

参考資料(抜粋)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

附則抄

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるよう留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連携し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

表紙絵本：こんとあき（林 明子さく）福音館書店



長岡京市子どもの読書活動推進計画

平成31年3月発行

長岡京市教育委員会
〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号
TEL075-951-2121（代表）